

○非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準

全部改正	平成 28 年	経済産業省告示	第 112 号
一部改正	平成 29 年	経済産業省告示	第 130 号
一部改正	令和元年	経済産業省告示	第 125 号
一部改正	令和 2 年	経済産業省告示	第 79 号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号。以下「法」という。）第 2 条第 7 項に規定する特定エネルギー供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 222 号）第 5 条第 1 号に規定する事業を行う者である電気事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者、同項第 9 号に規定する一般送配電事業者及び同法第 27 条の 19 第 1 項に規定する登録特定送配電事業者をいい、それぞれの小売供給に係る部分に限る。以下同じ。）について、法第 5 条第 1 項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。

1. 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 非化石電源 非化石エネルギー源（法第 2 条第 2 項に規定する非化石エネルギー源をいう。以下同じ。）を利用する電源をいう。
- 二 非化石証書 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成 22 年経済産業省令第 43 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する非化石証書をいう。
- 三 非化石電源比率 非化石電源に係る電気に相当するもの（非化石電源としての価値を有する電気として費用負担調整機関（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 55 条第 1 項に規定する費用負担調整機関をいう。）又は経済産業省が認定したものの量に係る非化石証書の取得その他の方法により非化石電源としての価値を有するものをいう。）の量の、小売供給を行う事業の用に供した電気の量に対する比率

2. 非化石エネルギー源の利用の目標

- ① 電気事業者は、令和 12 年度における非化石電源比率を 44%以上（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 5 条第 1 項に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年経済産業省告示第 66 号）に定める電力供給業におけるベンチマーク指標（以下「火力発電効率指標」という。）の目指すべき水準の達成と併せて、結果として、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・

文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)第20条の2に規定する調整後排出係数では電気事業(電気事業者の行う小売供給に係る事業をいう。)全体として0.37kg-CO₂/kWhに相当するもの)とすることを目標とし、既に当該非化石電源比率の目標(以下「非化石電源比率目標」という。)を達成した電気事業者であっても、非化石電源比率の更なる向上への努力を求める。ただし、沖縄県及び離島(沖縄県に属するものを除く。)の需要に応じ電気を供給する場合等において、平成29年度の供給計画(電気事業法第29条に規定する供給計画をいう。以下同じ。)を踏まえ、この目標の達成が合理的に不可能と認められる電気事業者については、平成29年度の供給計画における最終年度の非化石電源比率以上の比率を目標値として定めることができる。なお、本目標の達成に当たっては、共同による達成を妨げない。

- ② 現実的に取り得る有効な手段がないと認められることその他の電気事業者の責めに帰さない正当な理由がある場合、未達成の状況が軽微である場合又は勧告や命令によらずとも有効な改善が図られると認められる場合といった合理的な理由がある場合を除き、非化石電源比率目標への到達に向けた取組が進んでいない場合は、国全体としての目標の到達の程度を勘案しつつ、法第6条の指導及び助言の対象とする。
- ③ 国は、法第6条の指導及び助言並びに第8条の勧告及び命令については、電気事業者が非化石電源比率目標を達成しておらず、又は各年度の供給計画等に照らして達成できないと認められる場合において、法第5条第1項第1号に掲げる推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項に関する特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項の実施状況を判断するに当たり、実施内容等について電気事業者の自主性を最大限尊重するとともに、実施状況の確認に当たっては事業者に過度な負担とならないよう配慮した上で措置することとする。
- ④ 非化石電源比率目標の達成の確度を高めるため、国は、毎年度、電気事業者(①において規定する非化石電源比率目標の達成が合理的に不可能と認められる電気事業者を除く。以下この④において同じ。)ごとに到達すべき非化石電源比率(以下「中間目標値」という。)を次の算式により定め、これを各電気事業者に通知し、電気事業者(複数の電気事業者で取組を行っている場合にあっては、当該複数の電気事業者)ごとに、中間目標値の達成状況及び中間目標値への取組状況についての評価(以下「中間評価」という。)を行うものとする。

算式

$$\text{中間目標値} = A - B + C - D$$

算式の符号

A 電気事業者及び発電事業者（電気事業法第2条第1項第15号に規定する発電事業者をいう。）が届け出た直近の供給計画のうち、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）様式第32第2表による供給電力量を用いて算出した全ての非化石電源による供給電力量の合計値を、同表により算出した全ての一般送配電事業者の需要電力量の合計値で除した値。

B 各電気事業者の非化石電源比率に、当該電気事業者の販売電力量を乗じて得たものの合計値を、全ての電気事業者の販売電力量の合計値で除した値から、当該電気事業者の平成30年度における非化石電源比率の実績値を引いた値（当該値が零を下回る場合にあっては零とする。）。

C 各電気事業者のBの値に、当該電気事業者の販売電力量をそれぞれ乗じて得たものの合計値を、全ての電気事業者の販売電力量の合計値で除した値。

D 各電気事業者の平成30年度における規則第3条第2号に規定する非化石電源に係る電気に相当するもの（非化石証書に係るものを除く。）の合計値を、全ての電気事業者の販売電力量の合計値で除した値。

なお、中間評価にあたっては、各電気事業者（複数の電気事業者で取組を行っている場合にあっては、当該複数の電気事業者）における令和2年度から令和4年度までの中間目標値の平均値と、令和2年度から令和4年度までの非化石電源比率の実績値の平均値を比較し評価するものとする。

ただし、国は、各年度において、中間目標値を定めた後に、非化石電源による供給電力量の変更等による非化石証書の流通量の著しい減少その他の中間目標値の達成に係る大幅な事情の変更が見込まれる場合には、必要に応じ、中間目標値に関する検討を行うものとする。

- ⑤ 国は、事業者の責めに帰さない正当な理由により、電気事業全体として非化石電源目標の達成の蓋然性が低い場合は、制度等の見直しを検討するものとする。

3. 推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項

電気事業者は、非化石エネルギー源の利用を推進し、2. ①に定める非化石電源比率目標の達成に資するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- ① 電気事業者は、非化石電源の利用の推進に当たり、供給力の調達等における電気事業者に求められる責務を果たしつつ再生可能エネルギーを最大限に活用していく観点から、追従性の高い石炭火力や天然ガス火力による供給（他の者からの調達を含む。以下同じ。）に努めること。
- ② 電気事業者は、非化石電源の導入に資するよう、火力発電効率指標の達成状況を参考に、高効率化な火力発電による供給に努めることとする。

4. 再生可能エネルギー源の利用に係る費用の負担の方法その他の再生可能エネルギー源の円滑な利用の実効の確保に関する事項

電気事業者は、法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を変換して得られる電気の調達において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第1項の認定に係る発電による電気の調達を行う場合は、同法の規定を遵守すること。

5. その他非化石エネルギー源の利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項

電気事業者は、非化石電源目標の達成に向け、計画的に非化石電源の利用に取り組んでいくことが必要であり、PDCAを徹底するとともに、審議会による評価を受けるものとする。